

平成 23 年 12 月 28 日

「金地金等の譲渡の対価の支払調書制度」に関するお知らせ

記

平成 23 年度の税制改正において「金地金等の譲渡の対価の支払調書制度」が創設され、金地金等の売却代金が 200 万円を超える取引については、お客様が金地金業者等に対して本人確認書類を提示し地金業者等がお客様の本人確認を行うこと、および地金業者等が税務署へ支払調書を提出することが義務付けられました。

当行は本制度の導入に伴い、平成 24 年 1 月 1 日以降の『道銀純金積立「金未来」』ご解約等のお申込みにおきましては、お客様が保有されている純金の売却をご希望され、当該売却代金が 200 万円を超える見込みである場合には、お客様より本人確認書類のご提示をいただき確認のうえ、ご解約等のお申込みを受付けさせていただきます。また、支払調書につきましては、お客様の氏名、住所、支払金額、売却日等を当行にて記載のうえ作成し、所管の税務署へ提出させていただきますのでご案内申し上げます。

なお、税金についてのご質問等は税務署または税理士にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

以 上